

恵那市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針

本方針は、恵那市における個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報の取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号。以下「ガイドライン」という。）に基づき策定するものである。

1 特定個人情報等の取扱範囲

恵那市では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び恵那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年恵那市条例第32号。以下「番号条例」という）に定められた事務において特定個人情報を取り扱うものとする。番号法及び番号条例では、特定個人情報の利用範囲を限定するなど、より厳格な保護措置を定めていることから、恵那市における管理体制及び管理規程、取扱規程等を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報を取り扱うものとする。

2 特定個人情報の保護について

特定個人情報を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報を適正に取り扱う。

(1) 法令遵守

特定個人情報の適正な取扱いに関する法令等を遵守する。法令等には次のものを含む。

- ・番号法
- ・番号条例
- ・ガイドライン
- ・恵那市個人情報保護条例（平成16年恵那市条例第15号）
- ・恵那市個人情報保護条例施行規則（平成16年恵那市規則第23号）
- ・恵那市情報公開条例（平成16年恵那市条例第16号）

(2) 安全管理措置

特定個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必

要な安全管理措置を講ずる。

(3) 適正な収集・保管・利用・破棄、目的外利用の禁止

特定個人情報は、番号法に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集・保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報は速やかに破棄する。また、目的外利用を防止するための措置を講じるものとする。

(4) 委託・再委託

特定個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託先を含む。）において、番号法に基づき恵那市自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行うものとする。

(5) 継続的改善

特定個人情報の保護に関する取扱規程等及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努める。

3 本方針に関する問合せ先

総務部総務課行政係

電話 0573-26-2111